

第19回 農業ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年11月12日（水） 9:58～12:03

2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）、岡素之（議長）、
大田弘子（議長代理）、林いづみ

（専門委員）北村歩、本間正義、松本武

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
山澄参事官

（説明者）全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、
全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫

4. 議題：

（開会）

1. 全中の自己改革に関する中間とりまとめについて

2. 討議

（閉会）

5. 議事概要：

○山澄参事官 それでは、定刻より多少早うございますが、始めさせていただきたいと思
います。これより農業ワーキング・グループを始めさせていただきます。

本日は所用により、滝委員、長谷川委員、田中専門委員、渡邊専門委員が御欠席でござ
います。

それでは、ここからの進行は金丸座長によろしくお願いいたします。

○金丸座長 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日は、先週11月6日に全中の自己改革に関する中間取りまとめがJAグループの皆様か
ら発表されましたので、今日はJAグループの皆様にお越しをいただきまして、直接お話を
お伺いしながら意見交換をさせていただきたいと存じます。皆様、よろしくお願いいたし
ます。

それでは、報道の方々はこちらで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○金丸座長 それでは、富士専務からでよろしいのでございましょうか。御説明をお願い
したいと思います。

○全国農業協同組合中央会 私から挨拶して、詳細は担当常務から説明させますが、金丸
座長、今日の進め方は、我々が11月6日に決めた自己改革についてのヒアリングというこ

とですね。

○金丸座長 はい。

○全国農業協同組合中央会 その後、どういうスケジュールと言いますか、進め方をされるのか。取りまとめとか提言とか、どういうふうにするのか、その辺の進め方をまず最初にお聴かせいただけますか。

○金丸座長 最初、皆様から直接お話をお伺いさせていただいて、各委員の皆様を交えて意見交換をさせていただこうと思っております。その後、委員の皆様にはお残りをいただいて、規制改革会議としてどういう考えでいくかということの取りまとめを行うという、そういう意味では二部構成になっております。今日、岡議長にもお越しいただいておりますので、成案を得れば、本日、規制改革会議の意見として農水省始め、各関係組織の皆様にも私どもの考えを伝達しようと、こういうふう考えております。

○全国農業協同組合中央会 分かりました。それでは、11月6日に決定した自己改革について、詳細は常務から説明させていただきますが、私から経過も含めて最初にお話をさせていただきますと思います。

金丸座長を含め、4月にお会いして以来でございますけれども、4月のときの意見交換、議事録に載っているとおりでございます。中央会の問題については、一切そのときには議論がなかったわけでありまして、我々としてはプロセスとして結論ありきの提言をされたということで、極めて問題であると思っております。

4月、5月の段階で、組織からも何で中央会の廃止なのかとか、中央会の事業の内容のどこが悪いのかとか、そういうことが一切ない、議論されない中でそういう取りまとめをされたということに対して、大変な混乱と不満があったということをお伝えさせていただきたいと思っております。

今回、政府・与党の取りまとめを受けまして、我々としても8月に総合審議会という全中の定款で定められた、組織の問題とか事業の問題について正式に検討する機関、総合審議会というものを定めておりますが、そこで御議論をしていただき、もちろん単協の組合長、県連の会長、そういった方々の御意見、そして、青年農業者の意見。それから、今回は外部有識者による会議という形で、弁護士、大企業の経営者、マスコミ、そういった方も含めた外部有識者による会議体による検討もしていただきまして、そういった意見も盛り込んで取りまとめたものでございます。県段階でも同じような検討体制をつくっていただいて、リアルタイムで毎週毎週同じような認識を持った議論をしてきて取りまとめたというものでございます。

今回、また我々と今日、意見交換をして、その意見を踏まえた上で提言をするということでございますので、是非、結論ありきではなくて、我々との意見交換を踏まえたものでおまとめをいただければと思います。

そして、前回も言いましたけれども、1回限りではなくて、今回も監査のことが争点になると思いますが、我々も全国監査機構という独自機関を持っておりまして、その監査

委員長は公認会計士でもございます。全中の理事で監査機構の代表者でございます。与党、自民党におかれましても、その監査委員長のヒアリングをしていただいております。

そういう意味で、専門的な見地から、我々の監査機構の委員長、そして公認会計士の方々の御意見、そういったものも十分聴取していただいて、提言取りまとめをしていただければと思います。

それでは、11月6日、我々がまとめました内容について、谷口常務の方から御説明申し上げます。

○全国農業協同組合中央会 全中の理事会におきまして、11月6日、決定したJAグループの自己改革について御説明申し上げます。

副題にありますように、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化、これらの実現を基本目標にして進んでいこうということでもあります。正にそのことが1の基本的考え方に整理してございますけれども、飽くまでも自主・自立の協同組合としての自己改革だということでもあります。

①にありますように、私たちJAグループの全国大会で、みんなで議決している「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」と言っておりますけれども、こういう協同組合として、多様な農業者、これらのニーズはもちろんですけれども、担い手もサポートしつつ、農業者、地域住民と一体となって「持続可能な農業」と暮らしやすい地域社会の実現を目指していくのだということでもあります。

②に書いてありますのは、農協というのはいろんな厳しい構造問題、環境問題を持っておりますけれども、基本目標を達成するために、今まで以上、創意工夫を発揮して、また新たな事業展開にもチャレンジして取り組んでいくという決意であります。

③にあります中央会制度についてですけれども、行政の代行的な組織として、他律的に設立されてきましたけれども、今の状況を踏まえまして、国から与えられた統制的な権限等を廃止いたしまして、さきの農業者の所得増大等、目標に向けて農協がこれから積極的な事業展開をチャレンジしていく、そういったときに生じる経営課題あるいは支援を目的として、農協法上、自律的な制度として新たな中央会に生まれ変わるという考え方であります。

2ページにまいりますけれども、農業と地域のために全力を尽くすということで、さきに申し上げました食と農を基軸とした地域に根ざす協同組合として果たしていくべき役割と基本方向を以下のように言っております。

1つ目の○にありますように、農協は協同組合であります。農業者が出資・運営して、自らが利用するという目的の組織でありまして、正組合員のライフスタイルに応じて、農業者の営農はもちろんですけれども、生活も含めた総合事業を展開しております。

また、あわせて、准組合員である地域住民にも生活サービスを提供しているわけですが、この准組合員と一体となったこの形が効率的な事業運営を確保することになりまして、品質の高いサービスの提供等、多面的な機能などの重要な役割を発揮することが可能となっ

ております。今後とも、こういう基本方向に沿って農協法上もしっかりと位置付けをお願いしたいということでもあります。

(2) にありますのは、農業振興、地域振興一体となった取組ということで、別冊の資料の、これは説明資料でもありますけれども、6ページからですけれども、JAグループは全国に1万8,000の拠点持っております。こうしたところで信用共済は言わずもがな、生活、医療、介護、福祉等を通じて、農業者あるいは地域住民に総合サービスを提供することができております。こういうインフラを地方創生ともあわせてしっかり取り組んでいくことが必要不可欠だと認識しております。

また(3)の組合員制度の在り方に関連しましては、皆様方からは、農業者の職能組合として営農経済事業に全力投球するため、組織分割あるいは事業譲渡、准組合員の利用制限を導入するべきではないかという指摘をいただいておりますけれども、そうしたことでなく、准組合員というのは、私ども農業者あるいは地域にとっての重要なパートナーとして位置付け、あるいは准組合員の御意見等を運営等に参画いただいて推進していきたいと考えております。

4ページ目からは、組合員からの多様なニーズに応える事業方式への転換を加速化しようということでもあります。(1)の基本的考え方にありますように、今後とも担い手、形態を含む多様な組合員のニーズに応える事業方式へ積極的に取組を加速化していきたいと考えております。また、信用共済のみならず、営農経済事業の利用率の向上あるいは取扱高の拡大を目標といたしまして、こういった部門の収支を段階的に向上させていきたいと考えております。

目的規定第8条に当たりましては、株式会社を念頭に置いた、こういう配当性向の高い目的規定ではなく、事業を通じて組合員の最大報酬を目的とする協同組合原則の事業目的を遵守していただきたい。

(2) でありますけれども、担い手、JAの創意工夫ある販売を拡大ということで、農協においては特に地域内の消費者を中心として、例えば、米、加工・小売業者への販売など、創意工夫と経営判断に基づく販売を拡大していくということでもあります。また、連合会はインターネットも含めまして、これらを支援していくということでもあります。

また、農協連合会は、卸を中心とした販売から、中食・外食・小売等最終実需者の変化、こういったニーズに応えるべく生産販売を転換し、あるいは事前契約に基づいた買取り販売の拡大、飼料米の買取り導入といったようなことを積極的にやってまいりたいと考えております。

5ページには、コスト引下げということで、生産資材に関連いたしましては、弾力的な価格設定等を行いまして、生産資材価格の引下げ、また生産技術の確立・普及によりまして、低コスト生産を確立、普及していきたいということでもあります。

また、(4)の輸出についてでありますけれども、現在、年間輸出額、平成24年度実績ベースで38億円、こういうことでもありますけれども、10倍超を目指して取組を展開していき

たいということで、こういう点で物流の問題、輸出先開拓の問題、産地間の連携の問題、国内外の肉食産業や経済界との連携、あるいは動植物検疫など、国等との連携も必要になるというところでもあります。

6 ページは担い手の育成強化であります。

農地集積はもちろんですけれども、新規就農支援、農協出資型農業法人の設立等の取組を加速化していくということでもあります。担い手に対しましては、農協において専任担当者等の個別対応を拡大してまいりますけれども、それだけでは困難な場合、連合会・中央会の個別対応を強めてまいります。

また、営農指導員についてでありますけれども、販売企画力の向上、こんなことも人材育成に盛り込みながら、体制も強化していきたいということでもあります。

5 番目については、ガバナンスの強化であります。担い手経営体、多様化する組合員・女性、この方々の業務執行体制への参加という意味で、担い手枠あるいは女性枠を、地区選出枠を見直す中で拡大していきたいということでもあります。

また、常勤においては営農経済担当理事をしっかりと位置付けて、あるいは理事会とは違いますが、営農経済委員会、販売委員会、こういったものを積極的に設置して、迅速な意思決定を可能とするように進めたいと考えます。

また、多様な専門家を職員や役員に採用していくこと、あるいは共同利用施設を営農組合とか法人等に運営委託いたしまして、ダイレクトに事業展開に供せられるようにするなど取り組んでいきたいと考えます。

そういった点からいたしますと、行政庁の認可に縛られている理事枠の拡大等、定款変更に係る要件の緩和、あるいは施設の共同利用に関連します員外利用の制限の緩和などをお願いしたいということでもあります。

7 ページは連合会の補完機能について盛り込んでございますが、別添の資料15ページをお開きいただければと存じます。

15 ページに四角囲みの中にありますが、事業規模 2 兆円、事業費 1,000 億円規模で 26～30 年度ということで、全国連が連携して農業者の所得増大と持続可能な農業経営の実現のため、輸出の取組、6 次産業化、高付加価値化、担い手の初期投資を軽減するための支援、担い手への経営サポート、新規就農者を育成・確保する取組の支援など、総合的な支援を実施することといたします。

16 ページは経済連あるいは全農の問題について触れてございます。経済連あるいは全農は、プロダクトアウトからマーケットイン、生産から販売までのトータルコスト低減、生産に係る多様化する農業者のニーズへ対応強化をしていくということで事業戦略を具体化してまいります。

また、株式会社につきましては、重大な組織形態の変更でありますので、総代会員の合意形成が前提になります。また、独禁法の適用除外が外れたときの事業の影響等も引き続き検討する必要があります。

17～18ページであります。信用事業関係の取組ですけれども、農協が今まで以上に営農経済事業に注力できることをするためには、合併ももちろんですけれども、組合員にとって十分な総合事業を展開できるJAとなることを考え方の基本といたしまして、効率的な店舗機能、あるいは事務の集約等の検討をいたしまして、信用事業としてのリスク負担の軽減の環境整備を行いたいということでもあります。

信用事業の負荷を一層軽減したいとする農協にとりましての選択肢の一つとして、代理店モデルの基本スキームを提示することといたします。この場合、事業譲渡あるいはそれに伴うところの適正な対価を手数料として支払うことといたします。

18ページは共済事業についてですけれども、共済事業も中段の緑の左側のゾーンにありますような現行業務を行っておるわけですけれども、新規手続、事務手続の導入に加えまして、仕組みを簡素化する、あるいは電算システムの再構築などによって農協の事務負担を軽減いたします。また、自動車の損害査定、審査調査体制、また業務分担の見直しを行うなどして業務負担の軽減と契約者対応力を強化していくということでもあります。

以上が連合会の支援の内容であります。

基の資料の8ページ以降でありますけれども、「生まれ変わる『新たな中央会』」と題しまして、中央会についてであります、「(1) 生まれ変わる『2つのポイント』」ということで①、②とあります。

①にありますように、現行の法律に基づく統制的な権限の廃止等によりまして、組合員あるいは農協のための自律的な制度としていく方向であります。

②にありますように、組合員、農協が求める機能を集約、重点化いたしますと、ア. にあります3つの機能、経営相談・監査機能、代表機能、総合調整機能、こういった機能に重点化していくということでもあります。

また、9ページでありますけれども、こういった機能の発揮のポイントということで、①は経営指導でありますけれども、従前、入口の事前指導を重視しておりましたけれども、今度は出口としての経営相談、コンサル、事後点検型に転換していくということでもあります。

10ページは、②で監査について触れてございます。農協が積極的な事業展開にチャレンジするということになりますと、組合員が求めるところの経営の健全性あるいは適切な運営を担保する必要があります。こういった点から、会計監査と業務監査という一体的になった、いわゆる総合事業にフィットする農協監査制度、これらの特質を農協法上に措置していただきたいということでもあります。また、経営指導とリンクするという点で破綻未然防止、こういった点での経営相談等と連携する制度を確立していただきたいということでもあります。

代表機能、③についてでありますけれども、農業者の意思結集、また反映、これを図りまして、一般国民にも支持される農政推進を図る観点から、政治団体の農政連と役割分担をする中で、新たな中央会は政策の企画提案に特化、あるいは決まった政策の責任ある推

進、こういったことを実践するという点で代表機能の特徴的なところを掲げております。

また、④でありますけれども、総合調整機能につきましては、新農政の実現・地域活性化という上で、1つ目の○にありますように、連合会が事業縦割りの中身にならないよう、これを束ねていく総合力調整、あるいは2つ目の○にありますように、今後の新農政の実現を強力に推し進めるため、農協あるいは連合会の枠組みを超えた総合調整の仕事があります。この例にあるようなことであります。

以上、新たな中央会が、組合員、農協が求める機能を責任を持って確実に発揮する上で農協法上に措置することが必要だと考えております。

11ページは、5年間を自己改革集中期間として、オールJAグループで取り組んでいくということでございます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

補足でお願いしたいのですが、このたび有識者会議の皆様との議論を通じて、今日、御説明のあったような中間の取りまとめが発表されたわけですが、新たな中央会というのが農協法上の自律的な制度として生まれ変わるのだと、一番最初に御説明があった8ページ目の一番上に書いておられます。機能分解した結果、経営相談・監査機能、代表機能、総合調整機能というのが会員から求められているというお話ですが、その機能を発揮するために、会員から求められているのであれば、あえて法的な裏付けは不要に思うのですが、なぜその機能が法的裏付けがないと発揮できないのかという、そこについての御意見、お考えを、補足的に御説明をお願いできますでしょうか。

○全国農業協同組合中央会 6月の政府・与党の取りまとめは、農協法上の中央会制度は、昭和29年の発足当時以降の環境変化を踏まえて自律的な新たな制度に移行するという内容でございます。そういう意味で、昭和29年当時、政府の代行的な役割を果たすという意味で強い指導権限を与えられているということで、ここに廃止すべしと列記をした資料徴求権とか、総会で中央会が指導したことについて組合員に報告しろという総会報告義務とか、そういうことは、今の時代、環境を踏まえて廃止する。国から与えられた他律的な制度から自律的な制度に中央会の業務内容を転換するということが一つであります。

2つ目は、中央会というのは、会員以外も指導する義務が課せられております。それから、県中と全中の間は加入脱退の自由はございません。県中は全中に当然加入するという立て付けになっております。中央会は都道府県に一つ、全国に一つというふうに地区指定されておまして、これが県中、全中一体となって機能を発揮するということであります。

そういう意味で、そういう自律的な組織という意味では強制的な部分がございます。これを加入、脱退の自由を原則とした組織に新しい中央会はするというのが我々の考え方で、これが正に農協法上の中央会制度が、時代環境の変化を踏まえて自律的な新たな制度に移行するというお答えになっていると思っております。

会員から求められているのは3つの機能ということで、集約、重点化して効率的に行う

ということではありますが、まず、監査の機能につきましては、株式会社で言えば公認会計士監査が通常でございますけれども、我々の方は、会計監査と業務監査を一体的に行う農業協同組合の特徴を反映した中央会による監査制度というものを持っております。これも逐次発展をしてきて、今は全国監査機構という形で人員を整えて効率的な監査をやっております。

これは農協法上に位置付けない限り、公認会計士監査になってしまいますので、そういう意味で、正に農業協同組合の特質を反映した、組合員が出資者であり、事業利用者であり、運営者である協同組合に立脚した組合員の利益に資する監査証明をやっていくという、そういう利害関係者である組合員に最も適切な監査という意味で、今の中央会監査が確立されているということでございますので、これは農協法上に措置する必要がある。

代表機能につきましても、農家、組合員、単協の意思を都道府県段階、全国段階の意思を反映するという意味では、法律上の立て付けは必要でございます。昔は農民組合とか農業協同組合以外にも農業者の意思を反映する組合とか連盟がありましたけれども、今はそういうものが弱体化しております。そういう意味で、農協の組合員がその意思を反映するという仕組みにおいて、農協中央会における代表機能というものを法律上位置付ける必要がある。そのことが、また国や地方行政における責任ある農政の推進ということにも結び付くと考えております。

3つ目が、総合調整機能でございますけれども、これも農協、そして、それを補完する連合会、これがJAグループを形作っているわけですが、連合会段階は、経済事業、信用事業、共済事業、それぞれ特化しております。そういう意味で総合事業を展開している単協の意思に沿うように、全国連、連合会段階においても総合調整する必要がございます。そういうJAグループ全体の立て付けの中で、農協連合会ができない事業を中央会が果たしていくということを農協法上の体系として位置付けておるわけでありまして。そういう意味で、農協連合会、中央会、全体がJAグループ、農協法の組織事業の位置付けということで措置されているということでございます。

以上でございます。

○金丸座長 なかなか理解がし難いことはし難いのですが、それでは、各委員の御意見を頂戴したいと思います。御質問とか御意見がありましたらお願いします。

では、浦野座長代理、お願いします。

○浦野座長代理 どうも御説明ありがとうございました。今日、論点はいっぱい出てくると思うのですが、その前にマクロ的に聴いておきたいことがどうしてもありまして、本日いただいた資料は自己改革ということで、改革という名前が付いているわけですね。そういう中で、JAグループ全体として人の問題が全然見えてこないというか、この中に触れられていないのです。組合員460万人で、職員数21万という中で、この全体が今回の改革によってどの分野にどういうふうに振り分けが進んでいくのか。そのことが見えないと、本当にここで政策だけで出てきても、人の裏付けがあって変わっていくという部分が見え

てこないのです。例えば、JA出資型の農業法人をつくってとか、あるいはいろいろ新しいコンサルをやっていくとしても、いずれも人の手当てというのが、今の例えば営農指導員1万4,000人で足りるのかということも含めてありますので、こういった21万人の人たちの再張り付けみたいなのは、今、どのレベルで考えているのか、あるいは現状では政策面だけで全く考えが及んでいないのか、そこを一つ御説明いただきたいのです。

例えば、具体的に、この信用事業の観点でいきますと、代理店方式も含めてというようなことが書かれていますね。そうすると、これは立ち所に代理店方式になったときに、個別農協における、そういう信用事業をやっておられた方々の仕事の行き場と言いますか、あるいは連合会なり農中さんがそういう代理店方式に移ったときに、連合会、農中さんの方でそういう人の手当てが要るのかとか、そういう部分も含めて、やはり人の問題について全く触れていないというのは、かなりまずいなと思ってまして、いずれ、今後検討していく中でその問題は出てくるのでしょうかけれども、今日のレベルでお答えを聴かせていただければと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 考え方の基本方向をまとめているわけで、最後の工程表のところ5年間の集中改革期間で工程表を作ってやっていきますということでございます。ここにありますように、それぞれのJAの置かれている700弱の農協の環境は違いますので、それぞれの農協が改革の工程表を作る、それを積み上げていく。それから、県段階、連合会も作っていく。それを積み上げていく中で、人の配置がどうなるのか、そういう問題が全体として出てくるということでもあります。

当然、北海道の農協、沖縄の農協、地域によって作物も違いますし、農業の位置付けも違います。作物も違えば人の配置も違ってまいります。米が主体の地帯なのか、畜産、施設園芸なのか、そういったことによっても違いますので、そういうことを一つ一つのJAが自分たちの置かれた環境の中でどう改革していくのかというのを自ら作っていく、それが工程表でございます。それを受けて連合会も作っていくということを積み上げていった結果、今よりどのぐらいの人の配置とか人員の移動が起きるかということが出てくるということでございます。

○浦野座長代理 信用事業はどうでしょうか。

○農林中央金庫 当然、代理店になりますと、これまで農協が担当しておりました信用事業の管理とか、あるいはリスクマネジメント、こういったところの人材、これが不要になるということになります。その人の再配置を各代理店を志すJAは営農経済事業にどのようにシフトして、これはまた後で議論になるかもしれませんが、代理店になりますと、代理店手数料というのは、今の信用事業収入と比べると、その管理コストがなくなる分だけ恐らく目減りするということになると思うのですけれども、その分、信用事業の管理に当てていた人材を営農にシフトさせることによって、そちらの部門の収益を上げていただく、そういうことで信用事業の目減りもカバーしていく。こういうことが、その農協とし

て成り立つかどうかを一つ一つ代理店の選択を考えられる農協が検討していただく。我々もそれに一つ一つ相談に乗っていく。これが代理店化の実際の具体的な仕事になると思いますので、個別性もありますので図式的に何人シフトというのは、今の段階では描けておりません。

○金丸座長 よろしいですか。

○浦野座長代理 はい。

○金丸座長 では、その他の委員の皆様、いかがでしょうか。

では、林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。最初に幾つか確認させていただきたいと思います。

私ども、この規制改革会議の中で、日本の農業を再興しなければいけないという危機感を持って議論し、そして御提案をしてまいりました。中央会におかれましては、日本の農業が再生するために解決すべき喫緊の問題点は何であるとお考えでしょうか。端的にまず3つ挙げていただけないでしょうか。

○金丸座長 では、お願いします。

○全国農業協同組合中央会 一つは、農業の従事者、担い手の高齢化、後継者不足という人の問題が第1でございます。

2番目は、農業生産力は、その国の国土、自然条件に制約されますので、我が国の気象条件、国土制約条件の中で、農業の体質強化をしていくというのはおのずと限界があります。そういう中で、きちっとした農業政策、生産基盤の確立、そして経営や安定に対する作物ごとの特性に応じた経営安定対策の充実強化、そういう形で農業者が将来に展望を持って経営ができるようにしていくということが2つ目でございます。

3つ目は、需要の拡大。これはよく輸出と言われますけれども、輸出も一つでございます。そういう形で、農業の付加価値を高める、所得を向上していくための付加価値の増大、需要の増大、人口が減少していく、少子高齢化していくという中では外に打って出るということも大事です。そういう意味で、需要の拡大、付加価値増大による所得の拡大ということをやっていくということが喫緊の3つの課題でございます。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。今、おっしゃたことは、問題点、課題のごく一部だと私は思いますけれども、裏返しますと、昭和29年に、緊急避難的な特別な制度として60年前に、中央会制度が農協法に位置付けられてから、全中は経営指導や監査を行ってこられたわけですが、そういった全中の指導の結果が、今日の日本の農業の危機的現状を招いたと言っても過言ではないと思うのですが、これまでの全中の指導の問題点について、どのようにお考えでしょうか。

○金丸座長 お願いします。

○全国農業協同組合中央会 中央会の指導の結果でこういう事態を招いたということは全く考えておりません。中央会は農協や連合会のそれぞれの主体性を十分担保した上で、組

織の意向、会員が望んでいる指導を展開してきたということで、そういう指導をやってきたという自負がございます。農業政策の推移だとか、様々な経済的な要因、そういうものがあいまって日本の今の農業の現状があるということだと理解してしまして、全てが中央会の指導で今の農業の状態があるということではないと思っています。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 今のお答えは非常に不思議な気がします。農協や連合会を経営指導し、監査をしていくためには、農協法の上での中央会の法律上の位置付けが必要だとおっしゃっている以上は、それが何らかの効果があるからこそやられているのだと思うのですが、こういう質問をすると、「主体性に任せている」とおっしゃる。そこが矛盾しているのではないかと思うのです。一つ、今日の資料で申し上げますと、9ページのところです。3つの機能とおっしゃってしまして、中央会の機能を3つに分けておられる。そのうちの最初、1つ目には、経営相談と監査機能を一緒に挙げられている。これがまず、一番の問題ではないかと思えます。

エンロン事件以降、監査の独立性を担保するためには、経営コンサルタントと監査は分離するというのがむしろ大原則であります。貯金残高が数兆円を超えるような大会社と匹敵することを行われているわけですから、より外部の独立した監査を経営相談とは区別して行うべきではないかと思えますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 エンロン事件以降とおっしゃられましたけれども、私どもでこの経営指導とリンクした監査の仕組みが何か破綻を起こしたとか、そんなことは全くございません。むしろ組合員、利用者、これが私たちの協同組合がどうであるのかといったことを思い知っていただくことが大事なので、その上で業務運営上の問題なども、業務監査と言っておりますけれども、一体となってやってきたと。この制度こそが総合事業に一番ふさわしい、かなったやり方だと思っているのです。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 それでは、申し上げたいと思いますが、公正取引委員会のウェブサイトを拝見しますと、農協関係の過去の法的措置、警告事件について、丁寧に、詳細に挙がっております。これを拝見すると、驚くべきことに平成になってからでも、平均すると2年に1回は確実に警告を受けています。このような独禁法違反を行うような経営指導や監査をやっている、どこで監査をしているというのか。これこそ内部監査の弊害が表れていると思えます。

ましてや、一番私が驚きましたのが、今年の9月11日に公正取引委員会が出した警告です。山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する警告等について。これは米の販売手数料のカルテルを行った事案ですが、一番驚いたのは、この5つの山形県庄内地区に存在する5農協の販売手数料カルテルを「求めた」のは、なんと山形中央会であります。この山形中央会は、「特定主食用米の販売手数料について、米の価格が下落傾向にある中、定率

の販売手数料では販売手数料の収益が減少し、農業協同組合の活動への影響が懸念されることから、農業協同組合の経営安定を図るため、平成22年12月までに算定方式及び具体的な金額を示して、定額への見直しを検討するよう求めた事実が見られた。5農協のこの行為は、山形中央会の上記求めを受けて行ったものであった」と。

正に独禁法違反行為を行った当事者が中央会であります。しかも、この警告等では、公取からは全農山形に対しても「要請」がされています。これは、なぜならば、この5農協の販売手数料カルテルを行った会議は全農山形庄内統括事務所で開催され、その全農の職員が出席し、会合のための資料の準備、日程の調整などを行っていたということでありませう。正に中央会も全農も一体となって単位農協の独禁法違反の行為を指導していたのか、ということでありませう。

このような弊害があるということを弊害だと認識してらっしゃらないということが、私は一番の問題ではないかと思ひます。通常であれば、例えばエンロン事件があれば、あの世界のアーサー・アンダーセンがなくなりました。この過去四半世紀に約2年に1回確実にレッドカードをもらっている組織が、なぜ弊害がないと言い切れるのか私は不思議で仕方がないのですが、もう一度、今の観点を含めて御意見を伺ひたいと思ひます。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 今の事案については承知してはいますし、私も公取に行きましていろいろお話をして終わった点であります。不祥事の問題だとか、公取の問題だとかいろいろお話しなさるのかもしれないけれども、こういった点については、非常に私たちがじくじたるものがあるって、反省を含めて次の展開にいかしてきているわけですね。こういったことが全体的に起きないように、中央会全体の経営指導でそういったところを改善、是正に努めているわけですね。

この案件につきましては、私ども若干の見解の相違はあるのですが、「疑い」があるというお話なものですから、そういうことはこれからも気を付けようねということやってまいります。

また、これはお米の手数料の問題で、定率法から定額法へということで従前全国でも決めまして、県の中央会、それぞれ徹底してきた案件であります。ここへ来て、しばらく経ってこういう話になったわけですね。しかし、農協もそれぞれ手数料の額は違ってジャッジしてはいます。だから、そういったところは「疑い」があるということなので、私たちがそういった誤解があったりするようなことがないように、ちゃんと戒めて取り組んでいくことやってはいるわけですね。したがって、言ひたいことは、こういうふうなことでいろいろ指導を横展開しながら、そういうことが起きないようにやってはいるわけですね。

○林委員 私、今、平成26年、直近の9月11日の事件を申し上げましたが、先ほどから申し上げたように、四半世紀にわたって約2年に1回、確実にこういう事件を起こしているわけですね。ですから、今のお答え、「これから見直します」ということではお答えになっていないと思ひます。

「何もエンロン事件のような問題は起こっていない」とおっしゃいますけれども、例えば、2009年4月の福井県の単協の不正融資事件では、全中の監査に過失があったとして、単協の組合員が全中を提訴して、全中が1.3億円を単協に支払うことで和解されたという事例もあります。こういった客観的な事実がある以上、これまでの問題は例外的であるといったようなお答えは、到底理解することも納得することもできません。とりあえず以上にしたいと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

何か御意見ありますか。

○全国農業協同組合中央会 今の点についても、逆に言うと、そういう正に組合員の代表訴訟等を受けて、監査というのはそういう緊張関係の中でやっているということでもあろうかと思います。そういうことが、私たちも監査をやっている監査機構は、監査手続だとかというようなことも査閲だとか審査だとか、審査なども3段階もかけてやったり、品質管理の問題もやったり、監査委員長のいろいろな指導の中でやっているわけです。こういったことは、これからももしかしたら何かいろんなことがあって起こらないとは断言できないかもしれませんが、そういうことを起こらないように質をどんどん高めて取り組んでいるということでありまして、近年ではその事案1件でありますけれども、もうそれも既に終わっているということでもあります。

言いたいのは、公正取引委員会からそういう警告だとか指摘を受けるようなことについて、格段に減ってきていると我々は認識しておりますし、監査も会計監査を義務付けられたのは平成10年からで、監査機構を立ち上げたのが平成14年ということです。それまでは業務監査、監事監査をやっていたわけですが、会計監査と業務監査一体となって展開するようになったのは平成10年以降。そういう形で、常に改善し、進化し、取組を強化してきております。そういう歴史をちゃんと刻んできて、今日の中央会の監査機構という姿があるということでもあります。公認会計士も30名、29名おりますし、来年、さらに10名、監査機構の中で公認会計士を増やしていく。つまり、監査機構の中に公認会計士と我々農協監査士と共存しているような形で、両方があいまって会計監査と業務監査を一体として展開している。これが農業協同組合の監査の特徴ということをお理解いただきたいと思います。

○金丸座長 どうぞ。

○浦野座長代理 多分、内部での監査というのはそれなりにやっておられると思うのですが、ここでの論点は、例えば一般企業でも公認会計士の社員はいっぱいいます。今、公認会計士の資格を持った人はいっぱいいますのでね。そういう意味で、一般企業の中で、いわゆる内部監査というのは業務監査も会計監査も含めて内部でやっているわけです。それ以外に会社以外のステークホルダーがいっぱいいますね。企業も公的存在ですから。そういう意味で、第三者の監査が義務付けられているのです。その視点がちょっと違うのではないのかなど。内部監査の充実をここで求めているわけではなくて、それは多分一生懸命やっておられると思うのです。それ以外のステークホルダーに対して、どうやって独立

性を担保しますかという考えに立ったときに、その外部の第三者という視点を入れていただいたらどうでしょうか。内部監査を廃止してくれと私は言っているつもりはないのです。その辺はいかがでしょうか。

○金丸座長 では、どうぞお願いします。

○全国農業協同組合中央会 外部監査のことをよく言われますけれども、外部監査の問題というのは、会計士の独立性の問題です。独立性の問題というのは、経済的、身分的、精神的な独立が監査人として担保できるかということでございます。そういう意味で、公認会計士は、それぞれ公認会計士と企業との契約、直接報酬をもらうというシステムですが、我々の方は中央会の中の監査制度ということで、直接報酬ではなくて全体賦課金という形でもらって、職員の賃金、給料を払っているという形でございますので、この分野で著名な大学教授の方もおっしゃっているように、公認会計士監査より一歩先んじた、そういう経済的、身分的な独立性という観点からすると進んだシステム、仕組みではないかという評価もいただいているところをございまして、そういう意味できちんと独立性は担保されていると思っています。

○金丸座長 いいですか。

では、北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 人の話も結構出てきていますので。実は、農協は単協そのものの問題と、もう一つ、その手前では、やはり農家という問題は避けて通れないと思うのです。農家の今の現状を見ますと、いろいろ高齢化も進んで、新陳代謝をしようという構えをしていますけれども、なかなかうまくいかない。特に石川県の例などを見ますと、新規就農者が150人ぐらいは入るのですけれども、実はその中に、農業関係者、要は子弟と言われるような人、あるいはもともと農家であった人が参入するのは18名しかいないのです。そうしますと、その他の産業に従事する方々あるいはその家族であったりという、全く農業と違った方々が現場に多数参入され、農協と関係を持つと思います。水田農業でしたら、70近い平均年齢を抱えながら、もう明日か明後日と言われる現状が私はあると思うのです。

そういう中で、是非、開かれた、どこからでも入ってこられるような農協スタイルというのがこれから求められていくのではないかと考えています。

今日までの御尽力は、大変な農協組織をおまとめになってきた実績は、私はすごいと思っていますけれども、これからそれが通用するかというと、幅ったい言い方ですけれども、基になる農家の思想が随分変わってくるという観点からしても、やはり外部の監査で透明性を出すということが、今、入った農業者の支援にもなるし、理解度も非常に高いのではないかと。農協は特別な産業だという考え方は、やはり現場には最近そんなに合わないのではないかと自分でも法人経営をやっていると思います。

なるべく普通の産業と同じようなレベルで仕事をさせていただきたいということと、地域性が非常に強いということは避けて通れない。農家は農地を基本にして仕事をやっているわけですから、その作業というのは非常に大切な、他の企業から見るとはるかにウェイト

は高いと思います。それは認めますけれども、かといって、入ってくる方々はそういう視点で昔から親父を見て入ってくるというスタイルではない人たちが農業の現場に増えていくときには、今のスタイルよりは、外部からの監査もちゃんとやっているのだと、内部監査は内部監査でももちろん必要ですし、監査ばかりではなしに、今のスタイルは行政検査もあるわけですから、十二分に何重にもやられていく中で、何が何でも法律に基づいて今のスタイルを維持しようというのは、今後の農家の方々に対する透明度としては少し将来的には不安を残すのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○金丸座長 お願いします。

○全国農業協同組合中央会 監査証明を出すのは、それを利用する利用者がいるわけであり、その利用者に資する最も効率的、合理的な監査をするというのが適切なわけで、いわゆる一般企業の株式会社、上場企業の会社など言えば、一般投資家が監査証明の利用者であります。その投資家は日本の投資家だけではなくて海外の投資家もいるという中で、投資家に資する公認会計士監査というのは正に財務諸表の数字の適正性、これに注力した監査になっているわけであり、

一方、農業協同組合の監査証明の利用者というのは組合員です。正組合員、准組合員。そもそもその地域に住んでいる方で分かっているわけです。そういう方々が利用者であります。そういう意味で、何が組合員から求められているかと言うと、農協の事業の継続性と健全性と、これがきちんと運営されているかということをもっと求めているわけです。このニーズに答えているのが、今、中央会監査でやっている会計監査と業務監査を一体となってやった監査のやり方。これをJAバンクシステムと連携しながらやることで、破綻を出さない、そういう形で組合員の健全経営を担保するという、最もこれが合理的、効率的なシステムだと自負していますし、過去もそういう評価をいただいているというのが歴史だと思います。

○北村専門委員 そうしますと、今の組合員は将来とも変わらないという前提のお話のように聞けるのですけれども、どんどん若手が入っている、そういう農地を持たない農業者も増えてくるという形は、現場での力として育っているわけです。それを農地を持たないから組合員ではないということで、今は法律的にはそうなっているのですけれども、将来ともその路線でずっといくのか。そうしますと、農業者の組合員数は極端に減っていくわけですね。そういうことを考えると、やはり私は農業者を将来ともそういう現場における人間も足していくというような仕組みがどうしても必要だと。そうしたときには、監査の考え方もいろいろ変わった多様な担い手が出てくるわけですからね。それを担保する、将来に夢を持たせてくれる農協であってほしいと思っております。

○全国農業協同組合中央会 それはおっしゃるとおり、組合員制度の問題として農業従事者を広く組合員とするというのが正に私どもの考え方と同じでございますので、今、そういう実態に応じた法人でありますとか、新規就農者でありますとか、そういう農業に従事している方々に組合員になっていただくというのは、組合員制度として当然そういう改善

改革をすべきだと思います。それと、また監査の問題は、私が説明を先ほど言ったような観点から、その地域で農業をされている方が、農業従事者の方々、そういう方々のニーズに沿ってやる監査が最も合理的だと言っているわけで、そういう意味では地域で農業をやっている方々、地域で暮らしている組合員の方々にとって最も合理的だとお話ししているわけでございます。

○金丸座長 では、大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 今の北村専門委員の御意見は、農協の利用者自体が変わっていく、つまり開かれた農協であるということは、ステークホルダーが変わっていくわけですから、株式会社と同様に透明性が求められるのだということだと思っております。利用者は限定されていない。とすると、最初に林さんが質問されたことと同じで、経営コンサルと会計監査を同じところでやっているというのは、一般的ではないわけで、なぜ会計監査と業務監査の一体性が必要なのか。なぜ普通の株式会社と異なる特殊な仕組みでなければならないのかということの説明がやはり明確ではないと思いますので、これを改めてお伺いしたいと思います。これが1点です。

指導は廃止するということなのですが、業務監査というのは、監査結果に基づいて業務上の改善指示を行うといった経営介入的な側面を持ちますので、指導を廃止するといっても、実質的には同じになってしまうのではないかと、これが2点目です。

統一的な基本方針、情報及び資料の徴求権の廃止をすることですけれども、監査制度が残るのならば、これは事実上存続することになるのではないかと。存続しないとすれば、何が違うのかと。資料の徴求権といったことですね。

それから、たくさんあってすみません。強制的な指導から任意の経営相談に変更することですが、従来の指導見合いの賦課金は、そうなった場合は単純に減少すると捉えていいのかということですが。

もう一点、仮に全中による監査が求められる場合であっても、利用者が求める、利用者のニーズに応じてという御説明のとおりであれば、単協の任意の求めに応じてすればいいわけで、法律で強制する理由はないのではないかと。

以上5点、お願いいたします。

○金丸座長 では、お願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 会計監査と業務監査を一体的にやるのが、我々は協同組合、特に総合事業を行っている農業協同組合にとって極めて有効で、合理的で効率的な監査のシステムだと思っています。

これは協同組合のルーツでありますヨーロッパのドイツ、フランスなどでも同じように、こういう業務監査と会計監査を一体でやる制度がございまして、それは協同組合に立脚した、正に監査制度として制度が確立されています。そういう意味で、協同組合のルーツであるヨーロッパのドイツ、フランス、同じ考え方でございまして、我々としても業務監査と会計監査が一体となってやる監査が最も合理的、効率的だということですが。組合員の

ニーズは何回もいいますが、組合の事業の利用の継続を担保できるか、それから、組合が協同組合として健全な運営がなされているか。こういうことについて監査して証明をするということが最も大事だということです。

指導の廃止ということですが、これは組合のニーズに応じて相談に乗って様々な指導をしていく。それを監査、そういうものと一体として合理的にやっていくということが組合の経営の健全性に役立つということでもあります。

資料徴求権と監査の関係ですが、監査というのは、公認会計士の監査も当然ですが、監査は通常の監査手続とその他の監査手続で監査をやっていくわけで、監査手続の一環として資料徴求をしていくわけですね。その数字を証明するためには、どういう帳票があり、どういう証拠書類があるかということで資料を求めていくわけで、それを拒否すれば、経営者側が資料を出さないということになれば、自らお願いした経営の健全性とか経営の証明を拒否することになりますから、監査の手続の一環として、当然そういう必要な書類の提供というのはあるというのが当たり前で、監査と、いわゆるそうでない一般的な資料徴求権とは違うということでもあります。

4点目の賦課金の減少というのは、効率的な中央会、これまでも暫時賦課金は減少してきておりますし、人員体制も減少してきています。これは組織のそういう要望に応じて、合理化、効率化をしてきた歴史がございます。今回もまた新しい中央会を組成するということで、機能を3つに集約、効率化していくということでもありますので、県中、全中、全体を通じて、この枠組みの中でそういう賦課金の減少とか、効率化、合理化していくような方向で取り組んでいくということに変わりはありません。

利用者のニーズに応じて、5点目は何でしたか。

○大田議長代理 利用者のニーズに応じて、利用者の求めに応じた監査をやるのだというお話がありましたが、もしそれだとすれば、監査は単協の申入れでやればいいのかと、法律で強制する理由はないのではないかと。

○全国農業協同組合中央会 監査は法律で強制するとかということではなくて、監査は形態として、ガバナンス上、経営の健全性を証明するために受けなければならない義務があるわけで、それを公認会計士監査を受けるか、農協中央会監査を受けるかということの問題でございますので、我々としては、農協中央会の監査が最も農業協同組合の今の実態、システムからして合理的、効率的なものだということで、これをやるべきだと考えております。

○金丸座長 いいですか。

どうぞ。

○大田議長代理 では、全中に入っていない単協は全中監査の対象にはならないわけですね。

○全国農業協同組合中央会 そこは会員ではなくてもやってほしいと頼まれればやるということです。

○金丸座長 では、松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 先ほど業務監査のところでは林委員がおっしゃったことに関しては、私も、組合員の立場でございますので、はっきり申し上げれば、組合員の立場でも全く林委員と同じ印象を持っております。これは私だけではなくて、多くの私の周りにおられます農家の皆さんもかなり違和感を持っておられるし、果たしてどこを向いて業務をされているのでしょうかという意見は多々いただきます。ですので、農業者はそういうところに違和感を持っていないという意見については、私はかなり疑問を感じます。

それと、これから5年間で改革するということではありますが、農協と取引のある農家の方々というのが、販売農家さんが中心になるかと思いますが、この5年間でこういういろいろ改革をされるということですが、そうは言いながらも、高齢化してきている。今後どのくらいの農家の数が5年後に残存するというシミュレーションを立てられているのかを根拠として教えていただけますか。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 1点目の農業者、組合員が中央会の監査について、我々が、今、主張しているようなことでは違和感があると松本さんはおっしゃいますけれども、組合員の意識調査、アンケート調査結果では中央会監査を引き続きやってほしいと望んでいる者が約8割に上っております。そういう意味で、我々の監査が支持されていると思っております。

2点目の農業者がどれだけ減少するかというのは、我々としてはシミュレーションをしておりません。

○金丸座長 どうぞ。

○松本専門委員 シミュレーションをされずにいろいろな事業のこういう改善方向性をお示しになられていますが、シミュレーションをしなければ、ここに書いてある、例えば、具体的なことをいろいろ書いておられますが、それ自体が非常に絵に描いた餅になりかねないのではないかなと思います。

それと、7ページ目にプロダクトアウトからマーケットインへ事業転換、これ自体は私もそのとおりだと思いますが、そうなると、今までの市場との付き合い方についてもかなり一線を引くぞというニュアンスに取れるのではないかなと思うのですが。先ほど北村委員がおっしゃっていた部分も含めてですけれども、その部分に対するシミュレーションをしないということに関しては、農業に対する危機意識が、我々農業をやっている側と比べてもちょっと違うような違和感を覚えざるを得ないということだと思います。

先ほどの8割は支持しているというお話ですが、要は2割の不支持の方が問題でありまして、2割の不支持は少数意見だから気にしないということではなく、その2割の中に本質的な問題点があるのではないかということをお考えになっていかれた方が良いのではないかなというのが、私の意見でございます。

○金丸座長 では、どうぞ。

○全国農業協同組合中央会 シミュレーションしていないというのは、どれだけ日本の農業に従事する従事者が一律的に減るかとか、そういうことは意味がないことでありまして、当然、単協ごとにその地域地域の実情で、我が地域においてはどれだけ5年後には農業従事者の年齢構成や法人経営がどうなるかということは当然描いております。それを足し込んでいけば、それが将来の5年後の絵姿になっているということで、全国一律的なシミュレーションというのはしていないということでございます。

○金丸座長 では、本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 報告書を拝見しまして、前半といいますか、5番辺りまでは、これは単協の意識向上のために必要な宣言文と個人的には読みましたが、これを実現するために6以降がなぜ必要なのかということが見えてこない。5番辺りまで、それぞれに個々の単協が強くなって組合員たる農家のために資する農協になるという意思表示のような受け止め方ができるし、それを好意的に見て取ることもできるのですけれども、初めに金丸座長の方から質問がありましたが、どうしてこれが1県1農協みたいな形で大きくなったところが独自にやれないのかということが見えてこない気がするのです。全国組織の役割は一体何なのだということが、まだ私自身は説得されていないということでもあります。これが意見です。

繰り返しおっしゃっていることですが、農協というのは職能組合と地域組合の性格を合わせ持つ。当然、発足時は地域の農協というのは農家だけではなくて、人数的には、あるいは家族の数としては少なかった非農家にもサービスを提供するというのが目的として当然あったと思うのです。その意味では、当時は必然的に地域組合という役割を担ったが、農協は基本的には職能組合だと思います。しかし、今日的に地域組合の性格が強くなったというのが私の解釈なのですが、この2つを両立させていくということが農協の矛盾を拡大することになっていくと思うのです。簡単にいえば、ユーザーが異なる。農協の組合員といいますか、ユーザーがホモジーニアスではなくて、ヘテロになってきている。そういう中で、農協の役割、あるいは農協の担っていく事業というものをどう考えたらいいか。ガバナンス等々のことを言えば、増えてきた准組合員に何らかの決定権を与える必要があると思うのです。議決権ですね。単なるサポーターでいいよということではなくて、歴然とメジャーなユーザーになっている農協も多々あるわけですね。そうすると、そうした准組合員の位置付けをどうするのか。議決権も与えないで単なるサポーターだからそれでいいよということで済むのか。

その中で会計のやり取りにしたって、もしかしたら赤字補填をしなかったら高い金利を払えるかもしれない。そうしたことにユーザーが気付いていく。つまり、JAバンクなりJA共済のユーザーがそれを求めてきたときにどういう対応をするのかということが求められる。ガバナンスとして彼らにも議決権を与えるということになると、職能組合としての農協の役割というのは後退するわけですね。むしろ、JAバンクだとかJA共済の事業の円滑化と、それらの重点化が進んでいって、本来の経済事業のウェイトというのはどうし

でも小さくなっていく。その矛盾が、正に今、存在していて、農協の組織がそこを見ながら変わっていかねばならないというときに、その議論が全く見えてこない。これが大いに個人的には不満なところでもありますので、その点についての考えをお聴きしたい。

それから、もう一点。指導という観点からお聴きしますけれども、昨年、新しい農協の設立とか農協が地域をオーバーラップして事業展開するとき、中央会条項はなくなったのですが、指導という立場から、とある農協が定款を変えて他県の地域も営業区域として展開したいと相談があった場合、つまり、ある農家にとっては農協を選べるような形に持っていきたいという話があったときにどういう指導をされるのか。今の時点での考えをお聴かせください。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業協同組合中央会 1点目、先生がおっしゃるように、今日的に地域組的資質が強くなってきているのはおっしゃるとおりでございます。そういう意味で、農業構造の進展が続けば、農業者の数が減っていくということになります。北海道がその典型でございます。そういう意味と、地域住民、これも全体が減少していくという中で地域に立脚した形をされている方が農協の准組合に加入していくという2つの要因で、正組合員と准組合員の人数の逆転というのが起きているということでございます。

そういう中で、これからますますそういう傾向が強まりますし、正に今、政府が考えている地方創生という地域における人口減少の問題、雇用の確保の問題、6次産業化の問題、こういったものをしていくためには、農業協同組合がこういう職能組合と地域組合とを合わせ持った、我々、地域振興と農業振興一体となった取組というのがますます地域において求められていると考えております。したがって、こういう形で協同組合を運営していきたい。

その中で、本間先生がおっしゃるとおり、准組合員のガバナンスへの関与、議決権の問題をどうするかということがございます。今回もそこに少し踏み込んでおまして、共益権の付与の在り方も含めて検討していきたい、組合員制度全体を検討していきたいと考えております。これについても、来年の10月が3年に1回の農協大会でございますので、6月までには議案を固めるという予定にしておりますので、来年の6月まで、さらに組織の議論を重ねまして、この問題についても具体的な一定の方向性を検討していきたいと考えております。

その農協さんがその地区を広げて、隣の農協まで広げたいと、こういうところがあると、私は承知していませんけれども、無用な農協間の競争を煽り立てる必要もないので、私どもはそういう考えを後押しするということは現行考えておりません。

○本間専門委員 無用な競争とはどういう意味か御説明ください。

○全国農業協同組合中央会 地区が重なって組合員さんはどちらかの農協を選ぶということでしょうか。

○本間専門委員 両方入ってもいいでしょう。

○全国農業協同組合中央会 両方入れるとなれば、その組合員さんが使えるところの組合を使えばいいのであって、ただ、そういうことを我々が率先してどんどん広げようということは全く考えていません。

○金丸座長 では、どうぞ。

○岡議長 ありがとうございます。これまでの60年間、農業協同組合は歴史的な使命を十分果たしてこられたと思います。しかし、この間には大変大きな変化が起きているわけで、このまま放っておいたら日本の農業は心配だという危機感は私どもも持っていますが、農協関係者の皆さんは我々以上にお持ちではないかと拝察します。

今日、改めてお話を伺って、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化という大きな目標に向けてやろうとされていることが分かりましたが、お話を聞いているうちに、農協という組織をしっかりしていくのだという印象を感じました。はっきり申し上げれば、この大きな変化にきちんと対応していくんだというところはあまり感じられませんでした。

私は、農業を本当にこのような目的で強くしていこうと思ったら、特別視したらいけないと思います。他の産業も大きな環境変化の中でいろいろな変革をしております。大きな環境変化に対応して、農業そのものを強化していく、あるいは魅力のある農業にしていかなければならない。先ほど専務理事から喫緊の課題として3点ありましたけれども、冒頭の「人」が入ってこなければその産業は持たない。だから、若い方々がどんどん農業に入ってくるような形にしていかなければいけない。そういう意味で、農業協同組合の役割も、環境の変化とともに変わっていかねばいけないだろう。そういうふうと考えていくと、農業だけが特別なものでないというのは大変重要な視点だと思います。今日のお話の中で数か所出てきましたけれども、農協法によって云々かんぬんというのはやめにして、農業協同組合として、農業を強くするためにどうすべきかということを、他の業界と同様に考えるべきではないかと思います。

○金丸座長 どうぞ。

○全国農業協同組合中央会 組織を守るとかということではなくて、特に感じられるのは中央会のところだと思いますけれども、中央会のところに代表機能だとか総合調整機能だとか、監査・経営指導とか、この3つの機能に集約していくということについて、組合員の要望というのは極めて強いものがございます。岡議長がおっしゃるように、環境が変わってきて役割も変わるということですが、例えば、地方行政で地方自治体における農政の推進の人員体制が極めて細くなっております。そういう意味で、行政と連携しないとできない部分ももちろん増えておりますし、またJAが果たしていく、そういう中央会的な機能、そういうものも強く求められております。

今回、農地の集積管理機構などをつくって、担い手の農地を集積していくということですが、これも県、市町村という形で進めておりますけれども、今のところは進度が悪いというのがございます。そういう意味で、現場のJAなりそういう関係者が一体となって取り組むような体制を改めてつくらないと、そういう大事な政策の推進というのはいかないと

思います。そういうところでも、中央会が、県中、全中が果たす役割というのはますます増大していると思います。それが組合員のニーズだと思います。

2点目の農業も一般企業や一般会社と同じようにやるとか、特別視すべきではないということはもちろんでございますけれども、要は我々が言っているのは、株式会社ではない協同組合という法人形態、これをベースにして事業を展開して組合員の営農、地域の暮らしを守るということでございますので、株式会社だけが、世の中にとって良いというわけではなくて、株式会社、公共、そして第三の協同組合という法人形態、事業形態、組織運営、これを基本とする組織というものをきちっと位置付けてやっていくということが大事。特に第1次産業におきましては、その大地や環境から逃れることはできませんので、その地域に永住し続けて、営農、暮らしが成り立つという産業でございます。そういう組織については、協同組合が組成されている。漁協において然り、森林組合において然りと思います。

そういう意味で、協同組合に対する御理解をいただいて、協同組合の組織に合ったガバナンスや運営、それから法律規定というものを整備してもらおう。農協法というのは特別な法律ではなくて、そういう農業協同組合の組織や事業を規定する法律でございますので、何か特別の規定をすとかということではなくて、そういう自立した農業協同組合の組織としての組織法、事業法でございますので、そこにきちんと農協連合会、中央会を位置付けるということで御理解をいただければと思います。

○金丸座長 我々は、飽くまでも協同組合という組織の形態そのものを否定しているわけではなくて、それが最適な組織形態であれば、その形態を通じて成果を是非出していただきたいということを強く思っております。

また、今日、率直な意見交換ができたことは有意義だったと思うのですが、富士専務がおっしゃる経営相談・監査機能、代表機能、総合調整機能というのが、冒頭申し上げましたとおり、会員から求められていて、かつ富士専務たちが実力はあるのだとおっしゃるのであれば、実力があって会員から求められているという、そこに国が介在して、法的な権限を中央会に与えるというロジックというのですか、それは各委員の皆様が共通して腹に落ちなかった部分だろうと思うのです。

それでいろんな話を聞けば聞くほど、会員から求められているかもしれないけれども、実力がなくて、だから法的な権限が欲しいと言っているような、そういうふうに聞こえる印象をどうしても持ってしまうのです。この4つの機能を持って存在している、私はもともと一般社団法人という形態もあるし、シンクタンクという形態もあるのではないかと思いますし、そして、今日お話の中心になった業務と会計監査が一体になった監査機能というのが、それが皆さんがおっしゃる最適なもので、会員の人も望んでいるのであれば、その監査組織が独立をされて、冠たる監査法人になって、それ以外の監査法人と競争もされて、かつ単協から見ると、そのたくさんの監査法人の中から単協が自由に選べるということも必要です。それから、私たちの会社でもそうですが、業務監査と言われるも

のは、経営者がまず一時的に責任があつて、経営陣に責任があつて、この組織体が外部、そして内部、あるいはステークホルダーから見て間違いがないように、先ほどおっしゃった健全性とか継続性とかというのは株式会社でも同じであります。そういう仕事の質を高めていくということは、例えば、上場企業だと内部統制という機能を内部に持っている、会計監査と内部統制も属人的で紙でやっている時代ではなくなつてきて、それをデジタル化することによってリスクを軽減するというをずっとやってきております。そういう意味で、業務監査と会計監査のうち、業務監査というのは外部の手が余り掛からないようにしていくというのは経営陣の責任であつて、それがずっと掛かり続けるというような組織は、だから我々の提言では単協の経営陣をもっとさらに強化してくださいと申し上げました。

単協の経営陣が強化されていって業務の質が内的に上がっていけば、中央会の皆様の監査の手間暇がどんどん軽減される。いずれにしても、監査法人として新たな、いわゆる農業協同組合という専門性を有した監査法人として、それも独立をされてリクエストベース、注文ベースが私は良いのではないかと、強く思っております。引き続き中間取りまとめということだったので、最終は来年ですか。まだ今後も御検討されるということなので、是非、御検討していただきたい。

最後に、せつかくお越しいただいたので宮園副理事長にもお聴きしたいのですけれども、郷里の鹿児島銀行と肥後銀行が報道ベースですけれども、経営統合を話し合われておられます。その鹿児島県においても、熊本県においても、今後、地方創生の中における基幹産業への期待の有力候補はやはり農業でありまして、ですから、民間の金融機関が農業を中心に、肥後銀行と鹿児島銀行が経営統合されるという時代が来ている。一方で、少子化で高齢化というのは全国津々浦々共通の全ての金融機関が抱えていることで、地方の今の高齢者が持つておられる預金というのは相続が発生するとJAバンクの東京の口座に、例えば御子息が入つておられれば、それはJAバンクからお金は流出しないかもしれませんが。そうではないケースは流出ケースもあるので、当面は高齢者が元気でいらっしゃるので預金は増えるかもしれませんが、JAグループ全体の継続性は、信用事業から弾き出される利益の依存度が非常に高いので、その辺を宮園さんはどんなふうに捉えてらっしゃるのでしょうか。御説明いただきたいと思ひます。

○農林中央金庫 まず預金という意味では、いろんな金融機関がいる中で、あえて農協を選んで預金してくださる方が大勢いらっしゃる結果が今の預金残高になっていると思ひますけれども、恐らく人口動態の影響は避けられないと思ひます。

そういう中で、いろんな金融サービスをできるだけ行き届かせることによって、預金を安定的に保持していきたいと思ひますけれども、それはどういうことかと言ひますと、今、正に座長がおっしゃいましたような、次世代へのそういう財産の継承ですとか、あるいは家族が東京に行つたり、そういうところもきちんとカバーして、自分のもともとの地域とのつながりも持ちながら、預金、金融サービスを受けていく。そういう姿を想定して、

できるだけ近付けるようにやっていきたいなと思っております。

それから、御質問にはなかったのですが、もう一つは私どもの一番大事な仕事は、農業金融の強化だと思っているのですが、先ほど松本専門委員から農業者の数のシミュレーションという話もございましたけれども、私ども金融の立場からざっくりしたシミュレーションをしまして、それは、今、160～170万の経営体があると思いますが、10年経つと100万ぐらいになるのだらうと。その中で、今、1万3,000ぐらいの法人経営体がありますけれども、これが5万を超えてくるのではないかと。そういうところのニーズに、5万のニーズに産業としての発展のために大いに金融機能を発揮していきたいと思っていますし、95万の残りの経営体についても、きちんと地域を維持していけるような金融サービスをやりたいなと。そういうことで、我々の金融事業は何とかなげていきたいなと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○全国農業協同組合中央会 金丸座長から総括的なようなお話がございましたけれども、我々としても我々の考えを十分理解していただきたいと思ひますし、様々な方々からのヒアリングということもよろしくお願ひしたいと思ひます。特に中央会の監査のところについては、考え方なり認識の違いがあるとは思ひますけれども、我々も全国監査機構の監査委員長は公認会計士でございますし、また、そういう公認会計士協会とか、両方の意見を聴いて、正にその道のプロの知見の考え方を聴取されるということは極めて大事なことだと思ひます。そういう意味で、丁寧な進め方をさせていただきたいと思ひます。

また、我々も会計監査と業務監査が一体となった協同組合の特質を踏まえた監査のコストも、信用金庫の公認会計士のデータがございますが、これが約1,000万ぐらいですが、我々の方は800万ぐらいでできているというコスト比較もしております。我々は信用事業だけではなくて経済事業も行っておりますので、もし、総合事業の単協で公認会計士がすることになれば、規模にもよりますが、2,000万円ぐらいのコストがかかる。そういう中で、我々の方が半分以下のコストで効率的な監査ができると思ひます。そういうコスト比較もしておりますし、それから考え方の整理と合わせて、実体論として600JAが全て公認会計士でやったというシミュレーションというのは多分されていないと思ひます。そういう意味で実体論ということも含めて丁寧な検討を進めていただければと思ひます。

○金丸座長 また最後にコストと質の話がされたので、コストも低くて質もいい監査であれば、なぜ独立をして契約ベースでやっていかれようとされないのかというのは、私は先ほど実力がないからではないかと言ってしまったけれども、実力があるかないかについては、富士専務はあるとおっしゃっているわけですね。そうすると、実力があると言ひながら法的権限が欲しいというところについては、すごく違和感があつて、私はコンサルティング会社をやつていて、お客様に一生懸命提案をして改善の提案、改革の提案をして、では、それならやってみましょうということをやつて、うまくいかなければ二度と契約も

されないというのが普通の緊張感でもあるのではないかと思います。我々もお客様を選ぶ権利もありますし、お客様も我々を選ぶ権利がある。そういうのが自然ではないかなと思うのですけれども、先ほどの富士専務の御主張は承りました。

○全国農業協同組合中央会 株式会社を想定した公認会計士の様々な規律や基準があります。そういうのと違って、農業協同組合の場合は、会計監査と業務監査を先ほどから一体となってやると。そのためには法律上、農協法上の措置が必要である。

○金丸座長 その一体的にやるというのは、会計監査の専門家と業務監査の専門家が分かれているのか、1人の人が会計監査の専門性を持って業務監査の専門性も持っているのか。それとも同一チーム、一つのチームが同時期にやってくるということが一体性とおっしゃっているのか、それはどうなのですか。

○全国農業協同組合中央会 その監査機構という制度の中で一体としてやるということです。

○金丸座長 それはルールの話ですね。今は実態を踏まえてと言われたので、では実態はどうなっているのですか。業務監査と会計監査を一緒にやりましょうと来て、その業務監査の人は、いわゆる例えば会計のところだと経理部門に行きますけれども、そうではなくて、業務監査の人は業務のデータが発生したようなところからずっとプロセスを追っていかれるようなところが業務監査なのか。それとも、農協法上にいろんな規定がありますから、その規定が守られながら運営されているというコンプライアンス的なところなのか。それを同時期にワンチームがやってくるということなのか、それはどうなのですか。制度は業務と監査の一体化と書いてあるということなのですから。

○全国農業協同組合中央会 それは一体としてやっているときと、それが個別に業務監査だけで入るときと二通りあります。

○金丸座長 個別でやるということは、別にそこで調査というのが、一体性が調査している段階ではなくてもいいということになりますよ。

○全国農業協同組合中央会 一緒にやる方が効率的なのです。監査は会計監査をやる過程でいろんな経営課題というのは見えてくるわけですから。

○金丸座長 でも、経営課題が見えてくるとは、それは単協の経営者は見えていないのですか。

○全国農業協同組合中央会 見えている場合もありますし、見えていない場合もあります。

○金丸座長 見えていない場合もあると。だから、なかなか溝は埋まらない気がします。最後、全農の成清理事長も来ていただいたので、引き続き株式会社化等は御検討いただけるということでよろしいですか。

○全国農業協同組合連合会 説明資料の16ページですが、これが我々の現時点での見解です。

○金丸座長 この絵の方ですね。

○全国農業協同組合連合会 はい。色刷りの施策の資料です。全農の組織からすると、こ

の株式会社化というのは組織の最大重要事項になり、800を超える会員総代の合意を取り付けないと前に進まないテーマです。おそらく3分の2以上が必要となります。

それから、長年、全農の職員も、子会社の職員も、それから経済連も農協も、全農が農業協同組合であるということを前提に仕事をしているので、それを一気に株式会社に転換をするということになると、全農の内部の運営面、経済連なり農協組織との事業面、それから、事業面での独禁法の影響であったりですとか、大きな問題があって、それらを一つずつ解決をして、総代会で総代の合意を取り付けるという作業にどれだけの時間と労力が掛かるかということを考えて、日本の農業の現状、将来を考えたとき、全農としてはそれよりも優先すべきはこういうことではないかということでもとめたものです。

現在でも、かなりのところ、子会社の展開も可能なので、全農本体を株式会社化することよりも、例えば、産業界の皆さん方と連携して何か手を打つところがないとか、新しい事業の基軸を模索するとか、そうしたところに重点をおいて仕事をしようと思っ

ています。独禁法の関連では、ここに書いているように事業上の影響等については言及していません。自主的な研究で止まっています。

○金丸座長 ありがとうございます。

全共済の山本常務理事も。

○全国共済農業協同組合連合会 うちの連合会内部で審議会を開きまして、連合会の改革を既に取り組んでおります。中身につきましては、とにかくJA共済というのはJAなくしてやっていけない事業でございますから、まずは、JAの支援体制をさらに強化していこうということで、連合会そのものはここ何年かかけてスリム化していきます。スリム化の手段としては、事務電算の再構築を図って、業務処理体制のところを集約化していく。47県本部に分散していたものを集約化して効率化していく。

その上で、支援機能を強化するとともに、JA段階ではこの事務電算の再構築によって、JAの事務量を大幅に削減できる方向で検討しております。タイムスケジュールでいくと、平成28年～30年にかけて段階的にそういったものが発現できるようにしていきたいと、大体以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、お時間になりましたので、本議題に関しましては以上とさせていただきます。

本日は皆様、お忙しい中ありがとうございました。引き続きまたよろしく申し上げます。

(説明者退室)

○金丸座長 それでは、引き続き次の議題に入らせていただきます。

では、事務局からペーパーを配っていただきまして、今日、意見交換をさせていただいたわけですが、事務局の方で、私どもの考え方ということのたたき台を御用意させていただいておりますので、それを最初に事務局から説明をしていただいて、皆様から意見交換させていただいて、その意見を反映した上で、この後の私どもの考えという取り

まとめを行わせていただきたいと思います。

では、事務局、よろしくをお願いします。

(事務局から資料に沿って意見(案)を説明)

○金丸座長 それでは、一番最初に中央会のところからの考えにつきまして意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。おおむね賛成なのですが、付け加えていただきたい点があります。本日指摘させていただいたとおり、過去の中央会の活動というのは、経営指導・監査の名の下に、公正取引委員会から約2年に1回注意されるような事柄が行われているわけなので、こういった過去の中央会の活動が公正取引委員会から問題視されてきたこと、こういった活動実態にも留意するというのを、入れていただければと思います。

もう一点なのですが、(2)について。全中は、今日も盛んに御自身の内部監査の充実のことを訴えておられました。また、全中の中では、内部で行っているものを「独立した監査」だとかおっしゃっているのですが、どう考えても所詮内部にすぎないわけですね。ですので、(2)で「全中の主張するところによれば」とありますけれども、やはりまず冒頭に、単協の経営相談と監査を同一の主体が実施することは、監査の独立性の観点では信頼性を確保する上で問題があると。今の全中監査は、真の意味での外部監査とは到底言えないということも付け加えていただけないかと思います。

以上です。

○金丸座長 松本専門委員、お願いいたします。

○松本専門委員 その他の(2)の今後の農協合併や農協間連携とあるのですが、最近、農家の皆さんからたまに聞くのは、農協分割という考えもあってもいい。要は、合併して弊害がいっぱい出ているので、合併ありきの議論になっていると。それよりは、場合によっては組合員としては農協分割というのも選択肢として考えていきたいというような意見も出たりしていますので、これは合併と書いてしまうと合併ありきになってしまうような気がしますので、その点は私としては併記しておいた方がいいのではないかなと思います。

○金丸座長 その他、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○本間専門委員 先ほどのヒアリングのときにも申し上げたのですが、やはり農協間の競争を促すような、例えば広域農協だとか、オーバーラッピングだとか、要するに農協間の競争を通じた農協の効率化という文言をどこかに入れておいていただけるとありがたいと思います。

○岡議長 それは単協の意思によってそういうことをやってもいいということで、上からの指示というわけではないのですね。

○本間専門委員 上から指示するわけがない。むしろ競争することの弊害になっている。

○金丸座長 北村さん、何かありますか。

○北村専門委員 農協の特異性と言ったら語弊もあるのですが、今現在、行われている活動の中では准組合員というのは非常に結構ウェイトが高いのは事実ですし、地域の総合的な活動もしているということも事実あるわけですから、准組合員をある程度規制するというのは私も賛成ですけれども、無尽蔵にそちらを増やすというのはいかがなものかと思うけれども、実は現実的には時間的なものが相当制約されてくる可能性があります。

○金丸座長 どうぞ。

○浦野座長代理 内容的には私は全然異論がないのですが、今の北村さんのものだけ付言させていただくと、そのことはこの先にある問題として出るでしょうね。例えば、理念的に准組合員の数を絞ろうとしたときに、現実、それを超えてしまっていて、岐阜の例とかありましたね。もう1対2ぐらいになっている。そこで、例えば預金量とか何とかのことをここで制限した後、移行とか何とかを考えたら、これはこれで現実問題としてはかなり別の問題が出てくると思うのです。

○金丸座長 一応、この数値基準などは盛り込むことを検討いただくとなっていたのですが、今回何もなかったもので、これは触れておかざるを得ないかなと今のところは思っています。私たちのこの会議体としては、すぐ分離論者というか、信用事業の分離論者のように扱われているのですが、そうではなくて、私たちは飽くまでも単協の総合機能のサービスについては、実態もあることから、地域のサービスの利用者もいるので、それは容認しようという立場でして、ただ、信用事業のリスクを軽減するために、ああいいう代理店方式というのを打ち出した。

一方で、そうは言っても、本来は農業協同組合というところからスタートしているので、どんどん何組合か分からなくなる実態については、何らか自主改革案の中で新たなアイデアといいますか、考えが示されるのではないかと考えているのに出てこなかったもので、言っておかざるを得ないということでもあります。ここはできればこのままでいかせていただきたいと思っております。

農協の合併のところは、合併をしていくのがいいことであって、最終形は1県1JAがあたかも何か良いようなことを感じ、本来、戦略的にシナジー、要するにウィン・ウインの関係になるとか、何かと何かが強くなるということになればいけないと思うのです。その視点は感じなかった。要するに合併は戦略的に考えてくださいねということは入れさせてもらったので、先ほどの分割というのを入れるかどうか。

○松本専門委員 分割という言葉が良いかどうかは分からないのですが、農協の例えば合併と書くのではなくて、組織構造の在り方みたいな感じの書き方にしないと。

○金丸座長 では、農協合併や農協間連携と、農協組織の最適化についてはとか。

○松本専門委員 そうですね。そういう表現ならば良いのですが、合併ありきで想定されているという意見が生産者の方からも出ているということです。

○岡議長 それでよろしいのではないですか。

○金丸座長 では、よろしいでしょうか。
(以上の意見を踏まえた修正案を了承)

○金丸座長 よろしいでしょうか。

それでは、議長の御了解も得られれば、これを規制改革会議として出させていただきます
と思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○金丸座長 それでは、本日はお忙しいところを誠にありがとうございました。